

会 議 録

会議の名称	玉村町自治基本条例（仮称）に関する審議会 第2回会議
開催日時	平成18年 3月22日（水） 午後 1時33分から 午後 3時55分まで
開催場所	玉村町役場 4階 全員協議会室
出席者	審議会委員 14名 審議会幹事 6名 講師 1名 事務局 3名 以上24名
会議の議題	1. 研修会 テーマ「自治のためには、みんなのルールが必要」 講 師：熊倉浩靖さん（NPOぐんま代表理事） 2. 議題 1) 草案全体説明 2) 各条文説明 前文、第1章～第3章 3) 審議会過程の町ホームページ公開について
会議経過	別添のとおり
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
会議資料	別添のとおり

会 議 経 過

1. 開会

・事務局 皆さん、こんにちは。第2回目の玉村町自治基本条例（仮称）に関する審議会ですが、本日の予定を申し上げますと、まず最初に第1回目の審議会と同じく熊倉先生のご講演を聴いていただき、その後、自治基本条例の全体説明、各条文説明を行います。進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

では、熊倉先生ご講演をお願いいたします。

2. 研修会

テーマ：自治のためには、みんなのルールが必要

講 師：特定非営利活動法人 NPO ぐんま代表理事 熊倉浩靖さん

・事務局 ありがとうございます。今のご講演の内容について質疑を受けたいと思いますので、ある方は挙手をお願いします。いらっしゃらないようですので、議題に入る前に5分間休憩をとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。2時45分から再開いたします。なお、講師についてはオブザーバーとして、議題の内容をお聞きになるということですので、よろしくお願いいたします。

休憩

・事務局 では、再開させていただきます。議題に入る前に、前回、ご欠席された2名の委員の方がおりますので、自己紹介をお願いいたします。

・委員 こんにちは、お世話様になります。前は他の会議と重なり欠席させていただき、申し訳ありませんでした。名簿に、町政に関し優れた識見を有する者の中に入っておりますが、とんでないこととございます。人権擁護委員として勉強させていただいておりますが、また、この会議において皆様のご指導等を受けまして、皆様の後からでもついていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

・委員 東部工業団地の企業代表ということとございます。よろしくお願いいたします。

・事務局 なお、本日、〇〇委員と〇〇委員が所用のため欠席でございますので、ご了承願います。では、議題に入る前に、会長からご挨拶をお願いいたします。

・会長 皆様本日はお世話になります。本日は2回目の審議会でございますが、実質、内容審議に入るのはこれからだと思います。6月頃までにかけて数回検討を重ねて答申

をする予定になっておりますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。なお、本日は前回に続き熊倉先生にたいへん貴重なご講演を賜りまして、我々委員としてもたいへん勉強になりました。今のお話にもありましたように、地域みんなが公益を達成しあう仕組みのためのルールづくりということになるのでしょうか。そういう意味で、玉村町の自治基本条例が制定される前段階として、検討・研究していかなければならないと思っております。この前を申し上げましたが、草案作りにご尽力をいただいております策定委員の皆様にご心から敬意と感謝を申し上げて、研究・検討に入らせて頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

・司会 それでは、議題に入らせて頂きます。草案全体の説明を幹事さんからお願い致します。

・幹事 では、議題に基づいて説明させて頂きます。草案全体説明でございますが、皆様に配布されております「玉村町自治基本条例草案の解説」という冊子をご覧になってください。目次の朗読を持って全体説明にかえさせていただきたいと思っております。(朗読)

続きまして、条例の名称といたしまして、自治基本条例は、町が自己決定と自己責任の基に、自らの自治体を運営するための理念、制度、原則を総合的かつ体系的に整備した「自治体の憲法」と称されるものです。このような自治基本条例の制定は、全国各地に広がっていますが、名称は「自治基本条例」のほか、「まちづくり基本条例」、「市民参加のまちづくり条例」などと多様です。当町における条例の名称については、条例の理念や内容が適切に反映されたもの、また住民に分かりやすいものとするのが重要と考え、以下の観点から、条例名を「玉村町自治基本条例」としました。1、地方分権時代の地方自治の基本は、「住民自治」の実現である。2、都市景観のまちづくり条例との混同をさける。という観点から名称を「玉村町自治基本条例」といたしました。

続きまして、前文に入らせて頂きたいと思っております。(前文朗読) 考え方としまして、この条例を貫く理念を示したものです。前文は、町の特性、町の目指す姿、制定の理由で構成され、条例制定にあたっての背景や基本的な考え方を述べています。活力に満ちたゆとりと豊かさの実感できる住みよい玉村町を築いていくために、住民、議会、町がそれぞれの役割と責任を自覚しながら、協働によるまちづくりに努力しなければならないことを盛り込んだものです。

続きまして、第1章の総則でございます。第1条目的でございます。(第1条朗読) 考え方としまして、これからの分権型社会におけるまちづくりは、住民、議会、町が共有すべきまちづくりの方向を明確にし、まちづくりの主体は住民であるという考え方を制度として整備し、制度の基本を明確にするため、この条例を制定するものです。町政運営の基本に住民、※地域、議会、町が協働してまちづくりに取り組んでいくための基本的事項を定め、各条文を掲げました。まちづくりは、住民一人ひとりが考え、行動することによる「自治」が基本です。自分たちが「誇りに思えるまち」、「住む喜びを実感できるまち」をつくるために、この条例を制定します。また、この条例では住民について、「わたくしたち住民」と「住民」(第3条1項等)の二つの表現をしています。この

違いは、主体的な参画を意味する場合に、あえて「わたくしたち住民」と表現し、「住民」のみの表現と区別しています。※印の注釈として地域とは、目的によって行動する単位（例えば、行政区や小学校区など）。第2条第1号の「その他の団体」にもなりません。

続きまして、第2条用語の定義でございます。（第2条朗読）考え方としまして、この条例を読むにあたり、認識を共通しておく必要がある主な用語について、定義したものです。

第1号『住民』は、「玉村町に住んでいる人はもちろんのこと、町内で働く人、学ぶ人、事務所を置く法人、事業所、団体等」を指しており、地方自治法第10条①で規定した『住民』とは異なります。法律等で定義された用語は、その法律等の中でのみ、その定義に従って用いられます。従って、この条例で規定した『住民』の定義は、地方自治法で規定した『住民』の定義と異なっていますが、特に問題ないと考えられますので、このような表記をしています。参考としまして、地方自治法第10条①における『住民』は、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」と規定されています。

・**幹事** 続きまして、第2章、第3章について説明させていただきます。今、説明がございましたが、第1章の総則で大まかな定義がされました。それに基づいて、まちづくりの基本理念と基本原則ということで、第3条、第4条が設定されております。どういう理念をもって何を目標にして進めるのか。それを進めるための基本的な原則が第3章とご理解いただければと思います。まちづくりの基本理念につきましては、住民は、一人ひとりが自ら考え、行動するなかで、だれもがまちづくりに積極的に参加し、住民が主体となったまちづくりを進めます。ということで、まちづくりの主体は住民であることを定め、住民、議会、町が協働してまちづくりを推進していく上で、共通した理念を定めたものです。理念というのは通常使われておりますから、あえてふれる必要はないと思うのですが、広辞苑によると俗に事業計画などの根底にある根本的な考え方とありました。このような基本理念をもって目標が設定されているということになります。

第4条、まちづくりの基本目標については、わたくしたち住民、議会及び町は、まちづくりの基本理念に基づき、次に掲げるまちづくりの推進に努めます。ということで四項目を定めております。四項目については、第3条の基本理念を受けて、具体的な方向性を定めたものであります。第1号については、犯罪被害に遭わないよう自らの安全と安心は自らの手で守るという基本認識を持ち、地域社会において相互に信頼し、連携し、協力して、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるものです。第2号については、全ての住民が心身ともに健康で、生き甲斐をもち、いきいきと暮らすことができるまちづくりを進めるものです。第3号が、次世代を担う子ども達が、自らの将来に夢と希望を抱き、健やかに成長できる明るく希望に満ちたまちづくりを進めるものです。第4号が、緑あふれる自然環境と、先人達が築いてきた玉村町の歴史、文化を後世に継承するまちづくりを進めるものです。こういうことで四項目に整理をいたしました。このへんについては、それぞれ十分な時間をかけていただき論議をしていただければと考えてお

ります。

続きまして、第3章はまちづくりの基本原則ということで、第5条から第8条の四条をこれに費やしております。まず、第5条は情報共有の原則ということで、住民、議会、町がそれぞれ持っている情報を提供し合い、情報の共有化を図ることが大切であり、このことは、住民、議会、町の協働によるまちづくりの推進のために欠かせないものです。こういった定義をしました。第6条の協働の原則につきまして、協働については、先ほど熊倉先生のお話にもありましたので敢えてふれませんが、住民、議会及び町が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、相互に助け合い協力しながら、まちづくりに取り組むことを示したものです。第7条が、まちづくりは人づくりの原則ということになっておりますが、これについては草案策定研究会でもいろいろな議論がありました。例えば、生涯学習等を通して、いろいろ議論したわけですが、最終的に「住民自らが、生涯を通してさまざまな学習を重ね、豊かな人間性をはぐくむことに努めます」。よいまちづくりは、人づくりからという原則を示したものとご理解いただければと思います。第8条が人権尊重及び男女共同参画の原則ということで、まちづくりという共通の目標に取り組むためには、すべての住民が互いに基本的人権を尊重し進める必要があります。また、男女が性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮できる地域社会の形成は、これからのまちづくりに重要なことを示したものですという説明になっておりますので、そういった立場で議論をしていただきたいと思います。なお、まちづくりということについて、後ほど議論があると思いますが、一つは立場によって、まちづくりの内容が変わってくると思いますが、そういったものについて十分時間をいただいて、それぞれの立場で議論をいただき、共通的な認識を得られればいかなと考えております。それ以上のことについては、審議の中で必要があれば発言させて頂きたいと思っております。以上です。

・**司会** どうもありがとうございました。本日は、第3章までにつきまして、いろいろ検討頂きたいと思っております。前文から第3章まで、〇〇幹事さん〇〇幹事さんから説明をいただきましたが、ここまででお聞きしておきたいことがありましたらお願い致します。いかがですか。

・**委員** 前文についてですが、このような言葉が入ったら憲法と同じようになるのではないかと思うのですが。前文なかばに「町の自然や文化など地域資源をいかして、更に住みよいまちを創り、後世に引き継いでいかなければなりません。」とありますが、その部分には是非とも「更に品位・品格を保ち、誇りの持てる住みよいまちを創り、後世に引き継いでいかなければなりません。」というような具合にしていいただければ、格好良いかなと思ったのですが。いかがでしょう。どうして、この言葉にこだわるのかと申しますと、いろいろな人が私達の町に住んでいますが、プライドを持って未来を見つめていくということを大人が示せば、モデルとしての大人を見て、次の世代が育ってくれると思うからです。これは希望的観測なのですが。以上です。

・**司会** この後の検討の中の、一つの提案として認めていいわけですね。その他、内容について分からなかった点、あるいは今のようなご意見がもしあれば、第3章までに絞ってお願いしたいと思います。

・**委員** 第1条の目的を、的確に3行でまとめて頂いてありますが、解説としての考え方の部分に「まちづくりは、住民一人ひとりが考え、行動することによる「自治」が基本です。自分たちが『誇りに思えるまち』、『住む喜びを実感できるまち』をつくるために、この条例を制定します。」との説明がありますが、この部分はすごく重要と感じました。その目的の3行目の「住みよいまちを築くことを目的とします」というところに、こういった文が入った方がもう少し具体的に、どういうまちづくりを目指すのかということが、はっきりするのではないかなと思います。いかがでしょうか。カギ括弧『』の部分だけでもいいと思うのですが、それを加え、「誇りに思えるまち、住む喜びを実感できるまちを築くことを目的とします」。

・**司会** 今、ご提案がありました。今のご提案は、次段階の検討内容に入ってしまうので、もう少し幹事さんの説明を聞いてからにいたしましょうか。

・**幹事** 参考意見として聞いて頂きたいと思うのですが、まず草案策定研究会の中では、一番最初にいくつかの自治体で既に自治基本条例を制定しているところがあり、北海道のニセコ町では立派なものが既に制定されているわけです。最近のニュースでは、福島県にある矢祭町では将来、市町村合併をしないということを入れたと報道されていました。そういった例もありますが、事務局の当初の考え方として、基本条例を作るに当たり、先進事例にとらわれずに、全く白紙の状態からみんなで相談して、だんだん積み上げていったらどうかという提案がありました。結局、いくつかの例を参考にしましたが、議論を重ねて最終的に草案が完成いたしました。あまり立派なものが出来上がる必要がないのではないかと。立派なものができあがり、それを金庫にしまわれてしまっては困るわけですね。そうではなくて、みんなが読み、いろいろな議論をして、最終的に3万8千人の町民のものになって、初めていきってくるのではないかと考えました。なるべく時間をかけて、お互い言いたいことを言い合って、腹の中を出し合っただけで作ったらいいのではないかと発言いたしました。

もう一つは、私はもともと事務屋ですから、良い条例の良いところだけ拾って、ハサミで切って糊で貼ってコピーをしたら、すぐに草案が作れるわけですよ。しかし、それはやりたくない。気持ちがこもっていないのではないのではないかと。そうではなくて、一生懸命、時間をかけて、お互い議論をして作り上げたらいいのではないという発言をしました。前回の会議で、講師から「思いがけなく早くできましたね」と言われ、もう少し時間をかけてじっくりやるべきなんじゃないかというご指摘かと気にはしているのですが。しかし、審議会で議論をして頂く場合に、今お二方からご意見がでましたが、そういったご意見がたくさん出て、その上にたつて、ただ、条例と言うことになると、あまり長々しいのも困るのではないかと。しかし、そういったエッセンスをきちっとま

とめて。進め方については、会長さんの方で、一つご判断をいただき、できるだけ多くの方の意見を聞いて、それで最終的にまとめていただければありがたいと考えておりますので、参考意見として提起させていただきます。

それから、もう一つですが、私事ですが、この基本条例を作るときに、もう少し厳しい言葉が出てくる基本条例でいいのではないかと思っていました。例えば、現在の情勢や玉村町のおかれている自律を取らざるを得なかった状況とか、あるいは少子高齢化など、こういったものを反映しながら考えていくのかなと思っていました。しかし、最終的には、条例であるから、そこまでの言葉を使わずにまとめていこうというのが態勢でしたので、このように草案がまとまっています。例えば、基本条例に我が町は将来合併しませんというのが実際に入ってくるのも少し考えてしまいますが、あるいは、お互いの確認の中にとどめておいて条例に入れる必要はないのではないかという議論もあると思いますし、そういったところは少し時間をかけて議論をして頂いて、「今日、こういうものを草案に入れたらどうですか。じゃあ、そうしましょう」というのではなくても、あと会議は何回かあるわけですから、十分時間をかけてやっていただいたらいいのではないかなと、そんなふうに考えております。

・**司会** どうもありがとうございました。既に、お二人から提案がございましたが、一度最後まで幹事さんからご説明いただき、ある程度時間をかけた上で、もう一度、振り返ったりしながら考えて行くのがいいのではないかと私も思います。

・**委員** オブザーバーにお聞きしたいのですが、自治基本条例の中に出来ないことまでも羅列をして、理想で条例を制定していいものか。あるいは、だらだら色々なことを書いたら、書いただけで出来るのか出来ないのかという、もちろん努力はしますが。条例というのだから、現在の玉村町にあったものを。草案第29条に4年で見直すとありますので、当面、4年ならば4年の目標に向かっていくという、私はこの草案の文章でいいなと思っていました。他にどどんいろいなることを入れて、果たしてそれが出来るのだろうか、他の人がこれを読んだ時に「こんなこと言ったって、出来るわけない」というのでいいのか。その点についてアドバイスをお願いします。

・**オブザーバー** 非常に難しい質問であろうかと思えます。現時点で、皆さん方がこの玉村町でどう暮らしていきたいのか。暮らして行くにあたって、住民、議会、町は何をしなればいけないか、これは、やっていこうということは最低限書かなければならないと思えます。あくまでも自治基本条例は、町を運営する仕組みのルールなんですね。こういう町で我々は暮らしたい、そのためには、こういう関係を持ちたい。ここでよく書かれているのは、住民は何をするんだ、議会は何をするんだ、町は何をするんだということが、きちんと書かれていることは大切なことだと思います。むしろ、前半部にはいろいろな要望・希望は書いておいても、後半部で本当に今どうしているの、どこが足りないの、最低足りない部分で、このルールだけはしっかり皆が共有しなければいけないね、という部分を書き込めればいいのだと思えますね。最後に、常に見直される大

切さと、見直しは誰がするのかということが、先読みをしてしまったのですが、13章の後にないなど。最終的には、当然議会で決定されるわけですが、誰が見直し素案を作るのですかと、本当はそういったことまで必要なのかなという気もしますが。

・**司会** ありがとうございます。今、お聞きのとおり、総論の中にある程度、目標などを念頭においた言及でいっていいのではないのでしょうか。各論の中で具体的に検討がなされて、最後は見直しという過程を踏んでいけばよろしいのではないですか、というお話がオブザーバーからありましたが。

ただ今、お二人の幹事さんからご説明いただきましたが、その件について、遠慮なく質問していただきたいと思います。今後、第4章以降の説明がありますが、本日は条例の総論部分の説明を聞いたわけですから。この件についての質疑がございましたら、遠慮なく質問していただきたいと思います。

・**委員** 勉強不足で申し訳ありません。幹事さん、オブザーバーからご説明いただきましたが、この回で、第3章までを打ち切りということではなくて、私としては家に帰って、ページをめくりながらこの現場を振り返り、ひらめいたことがありましたら、次の会議の時に提言してもよろしいでしょうか。

・**司会** 当然、そういうための審議会であると私自身は理解しておりますが。毎回そういったことが重なっていくと思います。今、ご説明を受けて、家に帰って読み返してみたら、こういったことも入っていてもいいのではないかと、ということがございましたが、積極的にご発言して頂く。その繰り返しで積み上がっていくということで理解してよろしいですね。

・**幹事** 前回、第1回会議に配布された資料4「審議会会議スケジュール案」に、本日22日は前文から第3章までの各条文説明だと、次回3回は第4章から第6章まで、第4回は第7章から第13章までの条文説明とございますので、私の考えているのは、本日はとりあえず前文から第3章まで大まかな考え方ができました。この次また、第4章から第6章までの考え方がそれぞれの担当者からでてくると、そして、第4回会議で最終章まででできます。そうしますと全部が出揃いますので、その間にご指摘のあったような意見が出てきて、そういった意見を考えながら全体的な議論をしていただければいいのかなと考えております。

なお、蛇足で付け加えておきますが、自治基本条例に対する重みというか、そういうものを全体の議論にしていれば有り難いかなと思っております。講師から前回の講演の中で、「あまりキチキチとした考え方ではなくて、大らかな考え方・決め方をして、3～4年たって、やってみて、合わなければ変えればいいのか」というご指摘をいただきました。なるほどやはりその辺がいいのかなと考えていますので、一つは自治基本条例の重さといいますか、我々は一生懸命やらなければならないという気構えと、それから、これが何十年も続くのではなくて、実情に合わせて変えるところ

は変えていけるんだということで、考えていただけるといいのではないかと思います。なぜかと申しますと、実は先進的な基本条例をいくつか見ましたが、残念ながらその中の二つの町が、市町村合併しました。一町は市と合併しています。そうなったときに、一生懸命作った基本条例が大きな市になったときにいきるのかというと、どうも大きい方に併合されてしまって、努力をしたものが無駄になってしまったのではないかなと、それは非常に残念だという気持ちがあります。

本日、参考資料としてでました「経営改革に関する提言」ですが、そういったものの関連ですが、これを読んでいくと、私どもが議論しているものと非常に似てきていると。どっちが上ということはないのですが、うちはもっと良いものを作っていこうという気持ちを持つことは大切なのかなと考えております。

いずれにしても私の希望は、皆さんが考えていることを、どんどん出し合っていたでき、最終的にいいものになっていければいいかなと考えております。

・司会 どうもありがとうございました。今、会議スケジュールを改めてみますと、そもそもの計画案がございますので、従って、今のように積極的なご提言をいただきながら進めていきたいと思っております。さきほど、〇〇委員からもお話がありましたが、家に帰って読んでみたら、「このへんをもっと足してもらいたい」というようなことがありましたら、メモっていただき提出していただく。そういうことでいきましょう。それが一番いいと思います。時折、講師のアドバイスを受れたり、幹事さんからも意見を求めたりしながら、進めていくのがいいと思いますので、よろしく願います。その他に何かありますか。

・委員 オブザーバーにお聞きしたいのですが、この条例を作るに当たり、個人的にはこれを何回も読ませて頂いておりますが、住民がこれを読んだときに、如何に理解しやすいか。我々住民が目指しているものが、分かりやすく理解できるのが大切だと思うのです。その中で、草案を作るに当たりいろいろな言葉などがあったと思うのですが、あまり多く付け加えてしまうとややこしくなる場合があると思うのですが、そのへんの持っていく方をどのようにしたらいいでしょうか。

・オブザーバー 本日は、基本条例というのは、こういう方向ですよという話だけをさせていただきましたが、いくつか皆さんで大きな議論をしていただかなければならないことがあるかなと思っております。というのは、まちづくりの基本条例で大切なことは、たぶん三つくらいしかないのです。一つは、どこまで書くんですかといった理念です。つまり、町と住民と議会が、どこまで共通理解をもって、玉村町というまちづくりをしていきますか、という共通理解の部分、これをどう書くかですね。先ほど言われた、住み良さ、誇り、品位など、それをみんなで共有しましょうということさえ、しっかり書ければいいのかなと。その中身は今後議論されるということで。二つ目は、町と議会と住民の、それぞれ固有の役割と責務。これをどこまできちっと書くかということですね。というのは、特に住民もそうですが、職員も、議員も含めて、自分の固有の役割が何であるかというのが意外に理解できていない部分があるんですね。町は、何を最低しなく

てはならない、それには責任を持つ。住民はこういう立場で責任を持つ。これは草案に書き込まれているのですが、これはしっかり書いていく必要があるかなど。そうなりますと、たとえば財政とか計画とかがありますが、それが別の章になるか。つまり町の役割として、予算編成しなければなりません、総合計画を作らなければなりません、これは地方自治法で決められている町の役割なんです。町長はこれを作らなければなりません。それに対して、住民は必ずこういう形で意見を言いますとか、議会は地方自治法的には基本構想だけを決定すればいいのですが、法律的には。この町では実施計画まで議会で審議をして決定します、そういうことを書いていくと実効性のある条例になるのかなと思います。一つ目は、みんなが共有する理念をしっかりと作りましょう。二つ目は、町と議会と住民の三者の固有の役割とその関係をしっかりと書きましょう。三つ目は、この町の特徴なのかもしれませんが、「連携」ということがしっかり書き込まれているのはすごいなと思いました。つまり、微妙なのは合併と自立という話で二者択一になってしまうのですが、そうではなくて、連携の大切さがこの町にとってとても重要なんです。私の立場から非常に言いにくいのですが、伊勢崎・高崎・前橋を見たときに、どれかあれかと言われても皆困ってしまうと思うのです、実際は。それで、住民がバラバラになってしまっただけでは困りますから、玉村町としてしっかり存在しながら、どう連携を取りながら、この地域の暮らしを維持していくのかというのが、重要な共通認識になるんですね。合併するとかしないとかそういう話ではなくて、生きていくという意味で。そこそこがしっかり書かれていることと、条例の位置付け・見直しまでしっかり書き込まれていることが重要だなと思いますので、そのへんを再整理させていただくと、皆さんの議論が分かりやすくなると思います。

重複いたしますが、もう一度整理をしますと、今日議論なされた共通する理念について、皆さんの合意をとって下さい。それは、ある意味で非常にコンパクトでいいと思うのですよ。多くの方が「うちの町はこうにいくんだよね」という気持ちがしっかり書かれていれば。ご提案のあった「誇りに思えるまち」「住む喜びを実感できるまち」、それを住民と議会と町の三者が協働で進めます。ある意味、これがしっかり出来れば、共通理解の基本ができるでしょう。それを前文や理念に分けて書くかどうかは兎も角として、これを非常にすっきりさせましょうと。あとは三者の固有の役割とその関係をしっかりと書きましょうと。この関係の部分で、実際いろいろな条例を見ましたが、協働という言葉でくくっているだけで、実は本当に関係がよく分からない。でも、うちは基本条例を作りましたよ、というのがどうも多いような感じを受けます。ここまでご苦労なされたのだから、その関係を皆さんに分かりやすいように書かれるといいのかなと思います。これについて皆さん少し議論が必要だと思います。最後の見直しについても、評価と見直しの仕組みについて三番目に議論されると、その三段階、連携・評価・見直しでしょうか。他のところにはない特色ですね。それをしっかり書き込まれると、ものすごくいい玉村町の条例になって、実効性ができると思うのです。

更に蛇足をいいますと、消防団とか商工会とか各種団体とか行政区とか、これをどうに書くのか非常に悩んでいらっしゃいますよね。非常に困っていらっしゃるなど実感を持ちました。コミュニティという言葉で言っていられたいのですが、普通みなさんが

イメージするコミュニティというのは町内会みたいなイメージかと思うのですが、ここで言っているコミュニティというのは、非常に自主的な集まり、地域など。そのへんを整理なさっていくと、皆さんが分かりやすいものになるかなと思いました。

・**司会** どうもありがとうございました。これからの方向について、三点ばかりオブザーバーに整理していただきました。そのへんを念頭におきながら進めていくのがいいのではないかと私も思うのですが。その他に、ご意見、ご提言、あるいは聞きたいことがありますたら、出して頂きたいと思います。

今までの中で、いくつかご意見等もいただきました。今までまとめられた立場からのお話も伺いました。また、オブザーバーからもアドバイスをいただきました。前文から第3章までのご説明をいただき、その考え方等についても、我々も理解を深めた段階だろうと思います。ある意味で、先が長いといえば長いようで、時間が足りないと言えば足りないかもしれませんが、第2回、第3回の説明を受けた上で、審議をしていくという段階になろうかと思っておりますので、今までの議題について、特に質問がないようでしたら、終わりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(了承される)

それでは、ご意見等ございましたら、ぜひメモっていただきまして、次回の会議のときにご提言をいただきたいと思っております。

・**委員** 家に帰って振り返ってみて、何か考えがあったら、次回の会議に持ち寄るのではなくて、事前に事務局に出し、文章で受けていただきたいと思っております。確認願います。

・**司会** 失礼いたしました。何かご意見があったら、持ち寄ったのでは少し遅いので、前もって事務局へ出した方がいいというご意見、確かにその通りだと思いますので。形式はこだわらないと思っております。どこの部分について、私はこう思いますが、いかがかというような感じで、分かりやすくまとめていただいて、事務局に提出お願いします。よろしいですか。

(了承される)

それでは、次に進みます。議題3、審議会過程の町ホームページの公開について、公開するかどうか、いろいろご意見もあろうと思っておりますが、まず事務局から説明をしていただきたいと思っております。

・**事務局** 審議会過程のホームページの公開ということで、ご説明申し上げます。草案策定研究会では、策定過程の会議録をホームページに公開しました。住民の皆さんに見て頂き、策定過程の情報提供を行ってきたわけですが、この審議会でも、できれば住民の方に、どういう審議をやっていますよというものをお知らせした方がいいのではないかとご提案申し上げているわけがございます。公開するにあたり、注意点として、要点筆記といたします。それから発言者の実名は控えます。その内容に問題点があるようでしたら、事前に訂正等を申し出て頂き公開するというごことごとでございます。皆さ

んのお手元に第1回目の会議録を配布させていただいておりますが、内容的にこのようなものがホームページに掲載されます。公開するにあたり、皆様のご了解が得られれば、こういうものを載せます。前回の会議録を本日お配りしましたが、読んで頂き、この中で内容の誤り等ございましたら事務局まで申し出ていただき、訂正したものを掲載するという形を考えております。

・**司会** 今、事務局から説明がありましたが、今こういう時代ですから、どのように町の仕事が進んでいるか、町民が参加した会議がどのように進行してまとまってきているのか、状況を町民にお知らせするのは大事なことでと私自身は思うのですが、今、提案があったように、ホームページに公開してもよろしいでしょうか、いかがでしょうか。
(承認される)

・**委員** 訂正等についてですが、申し出はいつまでにしたらいいのでしょうか。確認願います。

・**事務局** 第1回目の会議録につきましては、次回会議の3月30日までに確認していただき、訂正等ありましたら、事務局までお申し出ください。なければ、3月30日の時点でホームページに掲載させていただくということでご理解頂きたいと思えます。

今後については、会議が終わりましたら、一週間から十日で会議録ができると思えますので、会議の期間があいている場合は、皆様に前もって郵送等でお届けして、何日までにお申し出くださいというお願いをするという形で進めさせて頂きたいと思えます。よろしくお願いいいたします。

・**司会** では、審議会過程を公開するという事で承認頂きましたので、そのように進めさせて頂きます。

では、会議次第4、その他について、事務局から説明願います。

・**事務局** 次回第3回の会議について、3月30日の午後1時半からということで設定させて頂きました。会議開催場所は、3階の大会議室です。よろしくお願いいいたします。また、ご都合が悪くなった場合は、事務局にお申し出いただきたいと思えます。

・**司会** それでは、第2回目の会議は以上で閉じたいと思えます。皆さんから積極的にご意見を出して頂きながら、周りの皆さんのアドバイスをいただきながら進められるように努めていきたいと思えますので、これからもよろしくお願いいいたします。

・**事務局** それでは、幹事さん、会長、副会長にお願いですが、打ち合わせがありますので、お残り頂きたいと思えます。